

令和5年5月2日

保護者 様

裾野市教育委員会

新型コロナウイルス感染症における学校の感染対策等について

日頃より、本市の教育活動に対して、多大なるご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症は、5月8日付けで5類感染症に移行することとなります。5類感染症への移行を踏まえ、「学校保健安全法施行規則」の一部と「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」の改定が行われます。

そのことに伴い、新型コロナウイルス感染症に係る学校での感染対策や出席停止の期間等について以下のとおり、変更いたします。今後ご理解とご協力をお願いいたします。

記

1 学校における新型コロナウイルス感染症対策

【感染対策について】

・3つの対策を継続します。

- ① 家庭との連携による児童生徒の健康状態の把握
- ② 適切な換気の確保
- ③ 手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導

【マスクの着用について】

- ・一律にマスクの着用は求めません。個人の判断に任せます。
- ・感染した場合は、発症から10日を経過するまでは、マスクの着用を推奨します。

2 新型コロナウイルス感染症に係る出席停止

【発症した場合について】

- ・発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまでを出席停止期間とします。なお、症状が継続している場合は、「症状が軽快」した後1日を経過するまでは出席停止とします。

※ 発症日を0日目とします。無症状の場合は、検体採取日を0日目とします。

※ 『症状が軽快』とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。

【濃厚接触者について】

- ・濃厚接触者としての特定は行いません。同居している家族が新型コロナウイルス感染症に感染した場合でも、直ちに出席停止とはなりません。ただし、状況として本人が感染している可能性が高い場合は、状況の聞き取りをした上で、校長の判断により出席停止となります。また、少しでも症状がある場合も出席停止となります。

【体調不良が見られる場合について】

① 当日の朝、風邪症状がある場合

【対応】発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合で、アレルギー症状や片頭痛等ではなく、原因がわかっていない場合は、念のため自宅で療養することを推奨します。なお、発熱のある場合は、出席停止となります。

※軽微な症状で、特に感染の疑いも見られない場合は、欠席する必要はありません。

※登校後に、体調不良が見られた場合にも同様の対応となります。

② 感染する可能性を心配して、学校を休ませたい場合

【対応】状況を聞き取り、校長が合理的な理由（以下の※参照）があると判断した場合には、出席停止となることがあります。

※学校で感染が流行している状況で、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があって、他に手段がない場合

※学校で感染が流行している状況で、本人が基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高く、主治医の見解が得られている場合

【資料】

- ◇ 学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル（2023.5.8～）
- ◇ 学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン（令和5年5月改定版）
- ◇ 学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）（令和5年4月28日付け文部 科学省初等中等教育局長通知）